

議案第 39 号

小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

国家公務員の給与制度に準じて、本市職員の給料月額に係る最低水準の引上げ、扶養手当における扶養親族等の見直し、地域手当の支給割合の引上げ、管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大、定年前再任用短時間勤務職員等に対する住居手当の支給等を行うため改正する。

[内 容]

1 給料表の改定（別表第 1 及び別表第 2 関係）

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正により改定される国家公務員の俸給表を基礎として、給料月額の最低水準を引き上げることとする。

2 扶養手当の支給対象となる扶養親族及び支給額の変更（第 8 条関係）

配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）を扶養手当の支給対象となる扶養親族から除外することとする。また、扶養親族たる子に係る扶養手当の支給月額を次のように引き上げることとする。

改 正 後	改 正 前
1 人につき 13,000 円	1 人につき 10,000 円

3 地域手当の支給割合の引上げ（第 9 条の 2 関係）

地域手当の支給割合を次のように引き上げることとする。

改 正 後	改 正 前
100 分の 12	100 分の 10

4 管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大（第 18 条の 2 関係）

管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を次のように拡大することとする。

改 正 後	改 正 前
午後 10 時から翌日の午前 5 時まで	午前 0 時から午前 5 時まで

5 定年前再任用短時間勤務職員の住居手当（第 20 条の 2 関係）

定年前再任用短時間勤務職員に対し、住居手当を支給することとする。

6 経過措置（改正条例附則第 3 項～第 6 項関係）

(1) 給料表の改定に伴う切替日前の異動者の号給の調整（改正条例附則第3項関係）

令和7年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にする異動等をした職員の切替日における号給については、その者が切替日において当該異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において必要な調整を行うことができることとする。

(2) 扶養手当の見直しに伴う経過措置（改正条例附則第4項関係）

2にかかわらず、切替日から令和8年3月31日までの間における扶養親族たる子に係る扶養手当の支給月額、1人につき11,500円とすることとする。また、当該期間における配偶者に係る扶養手当の支給額は、3,000円とすることとし、一般職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに対しては、配偶者に係る扶養手当を支給しないこととする。

(3) 地域手当の支給割合の引上げに伴う経過措置（改正条例附則第5項及び第6項関係）

3にかかわらず、切替日から令和8年3月31日までの間における地域手当の支給割合は、100分の11とすることとするほか、市外への転任を命ぜられた職員に係る地域手当の支給割合について所要の経過措置を定めることとする。

7 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正（改正条例附則第7項関係）

暫定再任用職員に対し、住居手当を支給することとする。（附則第12条関係）

8 その他

規定を整備することとする。

[適用]

令和7年4月1日